

# 石綿(アスベスト)健康被害者及びご遺族への大切なお知らせです。

平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されます。

労災保険法等で補償されない石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方のご遺族に対して、

## 医療費等の救済給付 が支給されます。

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備を急いでおりますが、当面は、独立行政法人環境再生保全機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所  
環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>  
環境再生保全機構ホームページ <http://www.erca.go.jp/>  
フリーダイヤル ☎ 0120-389-931  
環境省地方環境事務所所在地 <http://www.env.go.jp/region/>



申請書や請求書の受付けは平成18年3月20日から始まります。

## まずは、早めにご相談を



石綿(アスベスト)を取り扱う作業に従事したことにより中皮腫や肺がん等を発症し、平成13年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方に対して、

## 特別遺族給付金 が支給されます。

給付金の支給を希望する遺族の方は、最寄りの労働基準監督署にご相談のうえ、請求手続きを行ってください。

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>  
都道府県労働局所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>  
全国労働基準監督署所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

# 石綿による健康被害 の救済に関する法律 が制定されました

石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、迅速な救済を図るため「**石綿による健康被害の救済に関する法律**」が制定されました。

このパンフレットは、**死亡された労働者等の遺族で**労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する**特別遺族年金及び特別遺族一時金**についてまとめたものです。

**支給請求の受付は、3月20日から開始されます（予定）**

---

**厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署**  
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

## ■ 救済の対象者

労働者又は特別加入者であって石綿にさらされる業務に従事することにより、指定疾病等※1にかかり、これにより死亡した方（以下「死亡労働者等」といいます。）※2の遺族であって、時効※3により労災保険法に基づく遺族補償給付※4の支給を受ける権利が消滅した方です。

### ※1 指定疾病等とは

指定疾病等とは、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）、石綿肺、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水とする予定です。

指定疾病等の認定に当たっては、労働基準監督署から医療機関に対し、医学的資料を求めることがあります。

### ※2 死亡労働者等について

昭和22年9月1日以降に指定疾病等にかかり、これにより、この法律の施行（平成18年3月27日となる予定です。）の前日の5年前の日（平成13年3月26日）までに死亡した方をいいます。

注） 平成13年3月27日以降に死亡した労働者（特別加入者を含む）の遺族の方について  
は、労災保険法に基づく遺族補償給付の対象となります。遺族補償給付の支給を受け  
る権利は、※3のとおり、労働者等が亡くなった日の翌日から起算して5年で消滅しますの  
で御注意ください。

### ※3 時効について

遺族補償給付の支給を受ける権利は、労働者（特別加入者を含む）  
が亡くなられた日の翌日から起算して5年以内に請求しない場合には、時  
効によって消滅します。

### ※4 労災保険法に基づく遺族補償給付とは

労働者（特別加入者を含む）が業務上の事由による負傷又は疾病に  
より死亡した場合に、その遺族に対して支給されるものです。

## ■ 救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給します。

### ● 特別遺族年金

#### ① 受給者

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって次の要件にいづ  
れにも該当する方です。

- I 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。
- II 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の方については、死亡労働者等の死亡の当時において、次のイから二までに該当すること。
- イ **夫**（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、**父母又は祖父母**については、**55歳以上であること。**
- ロ **子又は孫**については、**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。**
- ハ **兄弟姉妹**については、**18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は55歳以上であること。**
- ニ **イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹**については、**厚生労働省令で定める障害の状態にあること。**
- III 死亡労働者等の死亡の時から施行日（平成18年3月27日予定）までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。
- イ **婚姻**（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたこと。
- ロ **直系血族又は直系姻族以外の者の養子**（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったこと。
- ハ **離縁**によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
- ニ **子、孫又は兄弟姉妹**については、**18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと**（死亡労働者等の死亡の時から引き続き II ニの厚生労働省令で定める状態にあるときを除く。）。
- ホ **II ニの厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹**については、**その事情がなくなったこと**（夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。）。

※死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとは、もっぱら又は主として当該死亡労働者等の収入によって生計を維持されていることを要せず、死亡労働者等の収入によって生計の一部を維持していれば足り、いわゆる共稼ぎの場合もこれに含まれます。

※厚生労働省令で定める障害の状態とは、労災の障害等級第5級以上の身体障害にある状態をいいます。

**年金を受けるべき者の順位**は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順です。

## ② 支給額

支給額は、遺族の人数に応じて以下のとおりとする予定です。

1人	年240万円
2人	年270万円
3人	年300万円
4人以上	年330万円

※年金は、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。

請求を行う場合は、早めに手続を行ってください。

※年金を受ける者が、2人以上いる場合は、その人数で除した額となります。

※同順位の受給権者が2人以上いるときは、そのうちの1人を年金の請求、受領についての代表者とすることとなります。

※受給権者が死亡や再婚などで受給権を失うと、その次の順位の方が受給権者となります（これを「転給」といいます。）

なお、転給についても請求が必要となり、請求のあった翌月から次順位者の方に年金が支給されます。

## ● 特別遺族一時金

### ① 受給者

I 特別遺族一時金は、次の場合に支給します。

- イ 施行日（平成18年3月27日予定）において、**特別遺族年金の受給権者がいないとき。**
- ロ 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合で、それまでに支給された特別遺族年金の額が、イの場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額未満のとき。

II 特別遺族一時金を受けることができる遺族の方は、以下のとおりです。

- イ 配偶者
- ロ 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた**子、父母、孫及び祖父母**
- ハ イ・ロに該当しない**子、父母、孫及び祖父母**並びに**兄弟姉妹**

一時金を受けるべき者の順位は、Ⅱのイ、ロ、ハの順であり、ロ、ハの者の中には、それぞれロ、ハに記載の順です。

## ② 支給額

I イの場合は、1,200万円

I ロの場合は、1,200万円からすでに支給された特別遺族年金の合計額を差し引いた差額

を支給する予定です。

## ■請求期限

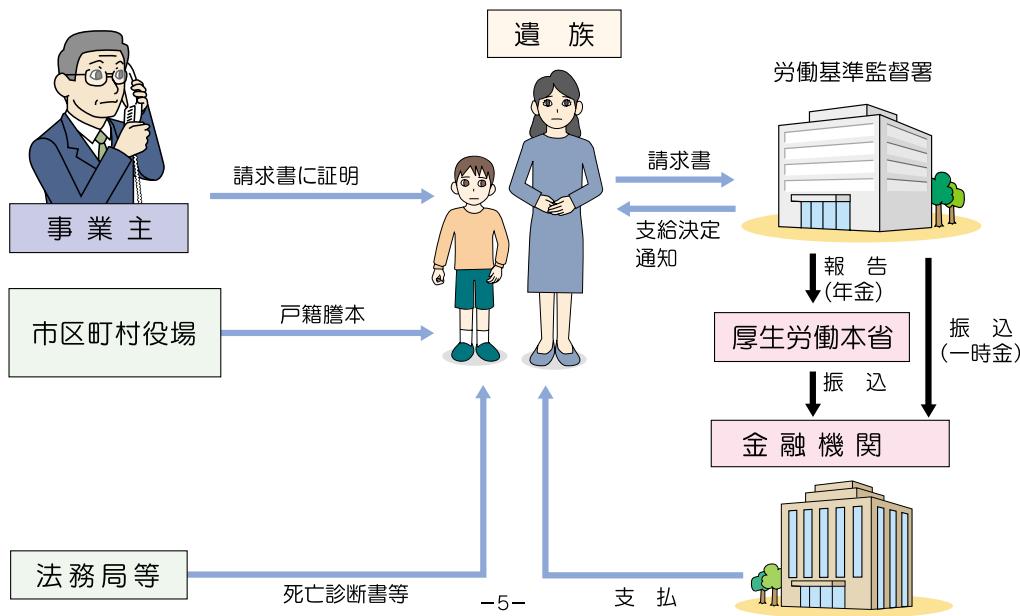
特別遺族年金又は特別遺族一時金の請求は、①施行日（平成18年3月27日予定）、②転給の場合については、その転給により受給権者となった時又は③P4① Iロにより支給する特別遺族一時金については、特別遺族年金の受給権者がいなくなつた時から3年以内に請求しなればなりません。

## ■請求手続

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書（P6）」を、特別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書（P7）」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

なお、請求に当たっては、死亡診断書や戸籍謄本など所要の添付書類が必要となります。

※戸籍謄本は、施行日（平成18年3月27日予定）以降の日付で証明されたものをお提出ください。



# 請求書記載例

様式第4号(表面)

## 石綿健康被害救済法 特別遺族年金支給請求書

① 労働保険番号						
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号		
40	1	01△△△△△△△△				
③ 発病年月日		④ 死亡年月日				
平成10年9月日頃		昭和12年11月14日				
⑤ 石綿ばく露作業の従事時期及びその内容  昭和37年から昭和50年までの間に、石綿ストレート板の製造に従事していました。						
②の者については、⑤に記載したとおりであることを証明します。  事業の名称 OX建材(株) 局番△△△△ 電話番号 0000番 事業場の所在地 福岡市博多区〇-〇 郵便番号 812-XXXX 事業主の氏名 代表取締役 勲務次郎 (印) (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)						
⑥ 上記以外の事業場における石綿ばく露作業の従事状況  事業の名称 就業時期 業務内容 (有)△△木工所 昭和34年～36年 石綿の吹付け作業						
⑦ 請求人	フリガナ 氏名	生年月日	フリガナ 住所	死亡労働者等との関係	障害の有無	請求人の代表者を選任しないときはその理由
	厚勞花子	昭和9年9月2日	久留米市御井町〇-〇-〇	妻	ある・ない	
		年月日			ある・ない	
		年月日			ある・ない	
⑧ 遺族年金を受ける特別の遺族	フリガナ 氏名	生年月日	フリガナ 住所	死亡労働者等との関係	障害の有無	請求人と生計を同じくしている
	厚労テヨ	昭和2月3日	久留米市御井町〇-〇-〇	母	ある・ない	いる・いない
		年月日			ある・ない	いる・いない
		年月日			ある・ない	いる・いない
⑨ 添付する書類その他の資料名			死亡診断書、戸籍謄本			
⑩ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局	金融機関	名 称	※金融機関店舗コード			
		ハガ銀行	金庫・農協・漁協・信組	本店	支店	支所
	郵便局	預金通帳の記号番号	曾・当	第	123456	号
		フリガナ 名 称	※郵便局コード			
		所在 地	都道府県	市 郡 区	郵便局	
⑪ 救済給付における特別遺族年金等の認定等の有無					申請の予定なし・申請予定・申請中・不認定・受給済	

上記により特別遺族年金の支給を請求します。

〇〇年 3月 28日  
福中央労働基準監督署長 殿

請求人 (代表者) 住所 久留米市御井町〇-〇-〇  
氏名 厚労花子 (印)

839 0000 局番  
郵便番号 -XXXX 電話番号 △△△△ 番

# 請求書記載例

様式第7号(表面)

## 石綿健康被害救済法 特別遺族一時金支給請求書

① 労働保険番号					フリガナ	コウロウ マコ	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	② 氏名	厚生 梅子 (男・女)	
14	1	05	X X X X X X X		死亡月日	昭和5年3月3日(60歳)	
					職種	紡織工	
③ 発病年月日			④ 死亡年月日		所属事業場名		
昭和60年10月日頃			平成2年11月14日		所在地		
⑤ 石綿ばく露作業の従事時期及びその内容 昭和25年から昭和40年くらいまでの間に、石綿布等の石綿紡織 製品を製造していた。							
⑥ 上記以外の事業場における石綿ばく露作業の従事状況							
⑦ 請求人		事業の名称	就業時期	業務内容			
⑧ 添付する書類その他の資料		死亡診断書、戸籍謄本					
⑨ 救済給付における特別遺族弔慰金等の認定等の有無		(申請の予定なし・申請予定・申請中・不認定・受給済)					

上記により特別遺族一時金の支給を請求します。

100  
郵便番号-△XXX 電話番号△△XX 局番

〇〇年三月28日  
横須賀 労働基準監督署長 殿

請求人(代表者)の住所 東京都千代田区〇-〇-〇  
氏名 厚生一平 (印)

振込を希望する銀行等の名称		預金の種類及び口座番号		
東京	銀行・金庫 農協・漁協・信組	虎ノ門	本店 支店 支所	普通・当座 第11111 号 名義人 厚生一平

■特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方の救済  
特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない方には  
救済給付が支給される場合があります。

### 《救済給付が受けられる方》

石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方（被認定者）と、  
この法律の施行前に指定疾病に起因して死亡された方の遺族

### 《救済給付の内容と支給額》

被認定者に係る給付	医療費（自己負担分） 療養手当（約10万円／月） 葬祭料（約20万円）
この法律の施行前に 死亡された方の 遺族に係る給付	特別遺族弔慰金（280万円） 特別葬祭料（約20万円）
その他	救済給付調整金

### 《救済給付の申請手続》

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備進められていますが、当面は、独立行政法人環境保全再生機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

「被認定者に係る給付」（現在、石綿による中皮腫や肺がんにかかっている方に対する医療費・療養手当）は、申請のあった日から給付されますので、早急に申請することをお勧めします。

「この法律の施行前に死亡された方の遺族に係る給付」（特別遺族弔慰金等）は、施行の日から3年以内であれば請求できます。

## ■問い合わせ先

特別遺族年金又は特別遺族一時金について、さらに詳しく内容をお知りになりたいときは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

また、労災補償の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（0120-389-931〈3/6開通〉）までお問い合わせください。

「石綿による健康被害の救済に関する法律が制定されました」正誤表

	誤	正
P 3 12行目	二 イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。	二 イからハまでの要件に該当しない夫、子、父母、 <u>孫</u> 、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。
P 8 17行目	「独立行政法人環境 <u>保全再生</u> 機構」	「独立行政法人環境 <u>再生保全</u> 機構」
P 8 20行目	「申請のあった日から給付されますので、早急に <u>申請</u> することをお勧めします。」	「 <u>医療費は申請のあった日以降に行われた医療に対して支給され、療養手当は請求のあった日の翌月分から支給されます</u> ので、早急に <u>申請・請求</u> を行われることをお勧めします。」

# ご注意ください

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」といいます。）による特別遺族給付金や救済給付を請求される場合又は労災保険法による遺族補償給付等を請求される場合は特に以下の事項にご注意をお願いします。

## ご遺族を対象とする給付の請求

### ☆ 平成 13 年 3 月 26 日以前に死亡した場合

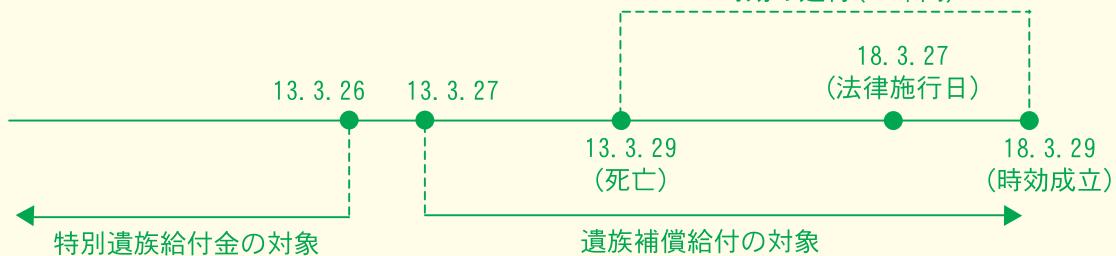
- ① この場合は、ご遺族が石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給対象となります。  
所定の請求書により労働基準監督署に請求手続を行ってください。  
特別遺族給付金は、平成 21 年 3 月 27 日以降は請求できなくなります。
- ② 年金として支給される特別遺族給付金（特別遺族年金）は、請求があった日の属する月の翌月分から支給が開始されますので、早めに請求することをお勧めします。
- ③ 労働基準監督署では、平成 18 年 3 月 20 日から請求書をお受けしますが、平成 18 年 3 月 27 日までの間に受け付けたものは、石綿救済法の施行日である平成 18 年 3 月 27 日付けで支給請求があったものとして取り扱います。なお、このことによる不利益はありません。
- ④ 戸籍謄本又は抄本は、平成 18 年 3 月 27 日以降の日付で証明されたものを提出してください。この日以前に請求書を提出された方については、後日、郵送して頂いても構いません。

### ☆ 平成 13 年 3 月 27 日以降に死亡した場合

- ① この場合は、ご遺族が労災保険法に基づく遺族補償給付の支給対象となります。  
所定の請求書により労働基準監督署に請求手続を行ってください。
- ② 労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利は労働者（特別加入者）が亡くなつてから 5 年間で消滅します。  
例えば、平成 13 年 3 月 29 日に死亡した労働者（特別加入者）に係る遺族補償給付は平成 18 年 3 月 29 日に時効が完成し、受給することが出来なくなります。
- ③ つまり、遺族補償給付も特別遺族給付金も受けられないことになってしまいます。  
平成 13 年 3 月 27 日以降に石綿（アスベスト）を原因とする疾病で亡くなった労働者（特別加入者）のご遺族で、まだ労災請求を行っていない方は、直ちに請求手続を行ってください。

#### 特別遺族給付金と遺族補償給付の関係

#### 時効の進行(5年間)



## ご本人を対象とする給付の請求

### ☆ 現在療養中の労働者（特別加入者）の場合

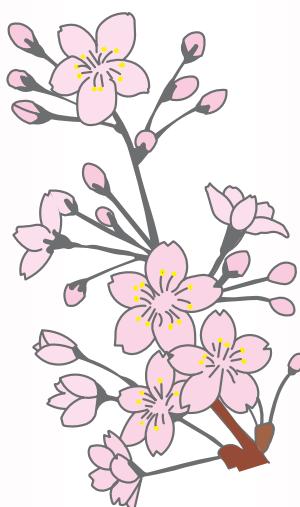
石綿（アスベスト）を原因とする疾病にかかり、現在療養中の労働者（特別加入者）は、労災保険法に基づく療養補償給付や休業補償給付の支給対象になります。所定の請求書により労働基準監督署に請求手続を行ってください。

### ☆ 救済給付との同時請求について

石綿（アスベスト）を原因とする疾病にかかり療養中の方であって、石綿（アスベスト）のばく露の原因が仕事によるものであるのかそれ以外のものであるのか明らかでない場合は、労災保険法に基づく請求と、救済給付（医療費や療養手当）の申請を同時にに行っていただいて構いません。

なお、救済給付のうち医療費や療養手当については、申請のあった日以降が支給の対象となります。

### MEMO



## 特別遺族給付金に関するQ&A

### (1) 相談窓口に関する質問

#### (1)-1

特別遺族給付金について相談したいのですが、どこの労働基準監督署に相談すればいいのですか。

特別遺族給付金については、全国どこの労働基準監督署でもご相談を受け付けておりますので、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい（都道府県労働局でもご相談を受け付けています。）。

なお、特別遺族給付金に関する支給又は不支給の決定は、アスベストにさらされる業務に従事した事業場（複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合は、その最終の事業場）の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

#### (1)-2

救済給付の内容や請求手続きについて労働基準監督署に相談することはできますか。

仕事以外の原因によるアスベスト関連疾患に関する給付（救済給付）の制度内容や認定基準については、独立行政法人環境再生保全機構又は地方環境事務所にご相談ください。

なお、救済給付に関する相談窓口等は、都道府県労働局又は労働基準監督署でもご案内いたします。また、救済給付に関するパンフレットや請求書等は、都道府県労働局又は労働基準監督署にも備え付けています。

#### (1)-3

私は、現在中皮腫の治療を受けていますが、どこでアスベストにばく露したのかわかりません。どこに相談すればいいのですか。

中皮腫はアスベストばく露との関連が非常に強い疾病です。労働基準監督署では、これまでの職業歴等をお聞きした上で労災請求等の手続きについてご説明いたします。また、業務以外の原因でのばく露の可能性も否定できない場合は、（独）環境再生保全機構や環境省の地方環境事務所で救済給付についての説明を行っていますが、労働基準監督署においても救済給付の概要の説明や相談・申請窓口をご案内いたしますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

#### (1)-4

保健所の相談窓口がいつ開設されるのか、どこに確認すればいいのですか。

保健所の相談窓口の開設時期については、独立行政法人環境再生保全機構におたずね下さい。

## (2) 制度の基本に関する質問

### (2) - 1

「石綿による健康被害の救済に関する法律」とは、どのような法律なのですか。

石綿による健康被害に関しては、①石綿へのばく露から30～40年という非常に長い潜伏期間を経て発症すること、②発症から1、2年で死亡に至るケースもあること、③石綿と疾病との関連性に本人も医師も気づきにくいという状況にあったこと等の特殊性が指摘されています。「石綿による健康被害の救済に関する法律」は、このような石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害を受けた者やその遺族に対し、各種の給付を支給することにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図るものです。

### (2) - 2

厚生労働省と環境省が別々に対応するのは何故ですか。

石綿による健康被害者のうち、石綿にさらされる業務に従事していたことにより発症した労働者については、従来から、労災保険法による補償の対象であったことから、今回その遺族であって、労災保険法上の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅した方に対する特別遺族給付金については、厚生労働省において担当するものです。

他方、石綿による健康被害者のうち業務上ばく露したとは言えない工場周辺の住民等に対する救済給付については、一般的な環境保全の問題として環境省が担当することとなっています。

したがって、特別遺族給付金は、労働基準監督署で受け付け、救済給付は、独立行政法人環境再生保全機構及び環境省地方環境事務所で受け付けることとしていますが、請求者の利便性を図る観点から、双方の受付窓口に双方のパンフレット等を置き、双方の給付金の概要や手続等を紹介、説明することとしています。

### (2) - 3

当社は建設業ですが、元労働者が特別遺族給付金の支給を受けた場合、メリット制の適用により労働保険料は上がりますか。

特別遺族給付金に要する費用については、労働保険料で賄うこととしており、原則として特別遺族給付金の給付実績に応じて保険料を算定することとなります。ただし、石綿による疾病については、比較的長期間その業務に従事することにより発症することから、日雇い労働者を雇用する事業主や短期間で事業が終了する有期事業の事業主にその負担を負わせることは必ずしも適当ではありません。そこで、建設の事業については、建設の事業に属する事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、その労働者について、その業務に従事していた期間が肺がんにあっては10年、中皮腫にあっては1年に満たないものは、メリット制の収支率の算定基礎から除外することとしています。また、じん肺症についても従来どおり、一定の要件の下除外することとしています。

(2) -4

環境ばく露による被害者の救済費用を何故すべての事業主から徴収するのですか。また、何故、労働保険料と一緒に徴収されるのですか。

石綿は、例えば建築物の天井や外壁、自動車のブレーキライニング、発電所のパッキン、水道管等に使用されてきた実態があり、産業基盤となる施設、設備、機械等に幅広く使用されてきたものです。

このため、およそ事業活動を営む全ての者が、石綿を使用した建築物を事務所とし、石綿を含有するパッキンを使用した発電所で発電された電気を利用し、石綿を含有するセメント水道管を通じて届いた水を利用すること等を通じて、石綿の使用による経済的利得を受けてきた事業者全てで費用負担することが妥当と判断したものです。

また、労働者を使用する事業主からの費用徴収については、労働保険料の徴収対象と重複するため、効率的かつ確実な徴収という観点から、労働保険料と一緒に徴収することとされたものです。

(2) -5

特別遺族給付金を請求し、不支給として決定された場合、不服を申し立てることはできますか。

特別遺族給付金に関する決定に不服がある場合は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができます。また、労働者災害補償保険審査官にも不服がある場合は、労働保険審査会に対して再審査請求することができます。

審査請求及び再審査請求の手続等については、都道府県労働局又は労働基準監督署におたずね下さい。

### (3) 請求に関する質問

#### (3) - 1

特別遺族給付金の請求手続について教えて下さい。

(請求書用紙を手交した上で) これに必要事項を記載し、戸籍謄本又は抄本及び法務局が発行した死亡診断書の記載事項に関する証明書を添えて、亡くなられた労働者がアスベストにさらされる業務に従事した事業場の所在地を管轄する労働基準監督署へご提出ください。

#### (3) - 2

救済給付の請求書は、労働基準監督署で受け付けしてもらえますか。

救済給付の請求書は、監督署では受理できません。独立行政法人環境再生保全機構又は地方環境事務所に提出して下さい。郵送でも受け付けしてもらえます。

なお、監督署にも救済給付の請求書と環境再生保全機構あての封筒が備えてあるので、ご利用下さい。

#### (3) - 3

特別遺族給付金の請求期限はありますか

特別遺族給付金は、平成21年3月27日が請求期限と定められています。  
したがって、それ以降に請求書を提出されても支給できません。

#### (3) - 4

私の夫は、3回転職し、その全ての会社でアスベストを取り扱う業務を行っていました。特別遺族給付金の請求書は、どこの労働基準監督署に提出すればいいのですか。

複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合は、その最終の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に提出して下さい。

複数の事業場においてアスベストにさらされる業務に従事していた場合であって、その最終の事業場がわからないときは、当該複数の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に請求書を提出して下さい。

#### (3) - 5

請求書の記載に当たり、(死亡労働者の)勤めていた会社はわかりますが、作業内容までは承知していません。アスベスト作業の従事歴を明確に書くことができませんが、どのように記入すればよいですか。

具体的な作業内容がわからない場合は、所属していた部署名等(○○工場、●●部、△△課など)を、できるだけ詳しく記入して下さい。

(3) -6

会社が事業主の証明をしてくれませんが、未記入のままでも提出できますか。

事業主が証明を拒んでいる場合や事業場の廃止等の理由により、事業主の証明が得られない場合は、事業主証明欄の記載事項（事業場の名称、所在地、事業主の氏名）をわかる範囲で記入していただき、事業主証明が得られない事情を労働基準監督署の担当者にご説明下さい。

(3) -7

（死亡労働者の）勤務していた会社は既に廃業しています。この場合でも支給されますか。

勤務していた会社が廃業していても、特別遺族給付の請求を行うことができます。また、勤務していた会社が廃業していることを理由として不支給とされることはありません。

(3) -8

請求書に添付しなければならない書類は何がありますか。

請求書に添付していただく書類は以下のとおりです。もし、入手することができない書類がある場合は、その理由等を労働基準監督署の職員にお申し出下さい。

特別遺族年金支給請求書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 死亡労働者に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての法務局の発行する証明書
- ② 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ③ 請求人又は請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ④ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明する書類
- ⑤ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、一定以上の障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族である者については、その者が死亡労働者の死亡の時から引き続きその障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
- ⑥ 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類

特別遺族一時金支給請求書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 請求人が死亡労働者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ② 請求人が死亡労働者等の収入によって生計を維持していた者であるときは、生計を維持していたことを証明する書類
- ③ 平成18年3月27日において特別遺族年金を受けることができる遺族がないときには、
  - ア 死亡労働者に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書又は検視調書に記載してある事項についての法務局の発行する証明書
  - イ 請求人と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
- ④ 特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該特別遺族年金を受けることができる遺族がない場合の特別遺族一時金の請求であるときは、③のイの書類

(3) -9

死亡労働者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類とは、具体的にはどのようなものですか。

同居していた場合は、労働者が亡くなられた当時の住民票の写しや民生委員の証明書等を、別居していた場合は、銀行の預金通帳の写しなどの送金の事実を証明できるものを添付して下さい。

なお、これらの書類が入手できない場合はその旨を労働基準監督署の職員にお申し出下さい。

(3) -10

戸籍謄本や死亡診断書の証明書等、請求書に添付する書類の準備に時間がかかることが考えられるのですが、請求書だけでも先に提出してよろしいでしょうか。

請求書に添付する必要書類の入手に時間がかかる等の特段の事情がある場合には、請求書及びその時点で添付することができる必要書類を提出して下さい。

特に、遺族補償年金については、請求書を提出した日の属する月の翌月が支給開始時期となるので、請求書の提出は早めに行っていただくことをお勧めします。

なお、この場合には、請求書の提出後に、後日改めて他の添付書類の提出を行って下さい。

#### (4) 納付に関する質問

##### (4)-1

私の夫は、アスベストにさらられる業務に従事していたことにより中皮腫にかかり、そのことが原因で10年前に亡くなりました。そのことに対して会社から損害賠償を受け取っていますが、特別遺族給付金の支給を受けることはできますか。

業務によるアスベスト関連疾患が原因で死亡したことに対して会社から損害賠償を受け取っている場合であっても、特別遺族給付金の請求を行うことができますが、賠償された金額の一定額を限度として、特別遺族給付金が減額される場合があります。

##### (4)-2

施行日（平成18年3月27日）以降に労災保険法に基づく遺族補償給付の時効が成立した場合に、特別遺族給付金は給付されるのでしょうか。

平成18年3月27日以降に労災保険法に基づく遺族補償給付の時効が成立するものは、特別遺族給付金は支給されません。

アスベストにさらされる業務に従事したことを原因とするアスベスト関連疾患により死亡した労働者の遺族であって、平成18年3月27日以降に労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅する方は、時効が成立する日（労働者等の死亡の日から5年経過した日）までに、労災保険法の規定による遺族補償給付の支給請求を行ってください。

##### (4)-3

私は、過去にアスベストにさらされる作業に従事していました。現在、中皮腫の治療を受けていますが、石綿救済法に基づく給付を受けることはできますか。

アスベストにさらされる業務に従事したことを原因とする中皮腫、肺がんなどのアスベスト関連疾患（以下「アスベスト関連疾患」という。）のため療養を受けている方は、労災保険法の規定による療養補償給付等の支給の対象となりますので、所定の請求書により請求手続を行ってください。

アスベスト関連疾患が業務上のものと認められた場合は、労災保険法に基づく給付を受けることとなり、石綿救済法に基づく給付を受けることはできません。

##### (4)-4

過去に労災保険の遺族補償給付の請求を行い不支給となりましたが、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給を受けることはできますか。

過去に労災保険の遺族補償給付について不支給とされたものについては、特別遺族給付金は支給されません（ただし、時効を理由として不支給と決定されたものを除きます）。